

## 平成 29 年度 公益財団法人鳥取県体育協会公認トレーナー養成講習会（要項）

- 1 目 的 トレーナーとして必要な知識・技術を有し、スポーツ活動現場において、競技者の障害予防、応急処置、コンディショニング等のフィジカル面及びメンタル面の双方からサポートする人材の養成を目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人鳥取県体育協会
- 3 共 催 スポーツ安全協会鳥取県支部
- 4 対 象 各競技団体から推薦された者
- 5 実施方法 (1) 申込は、専用用紙にて受付  
 ※原則として競技団体が推薦書を提出した者  
 (2) 講習会を年間 3 回（1 回 6 時間）実施する。  
 ※会場及び日程については、講習会毎に競技団体事務局へ通知

### 6 カリキュラム

科 目		内 容	時 間
スポーツ外傷・ 障害の基礎知識	必須①	・テーピング理論（講義） ・テーピング実習（実技）	1.0 h 2.0 h
	必須②	・スポーツマッサージ理論（講義） ・スポーツマッサージ実習（実技）	1.0 h 2.0 h
コンディショニング	必須③	・コンディショニングの方法（講義） ・コンディショニングの実際（実技）	1.0 h 2.0 h
スポーツ科学	/	・運動生理学（講義）	1.5 h
	/	・スポーツ栄養学（講義）	1.5 h
指導法	/	・スポーツ指導論（講義）	1.5 h
応急処置	/	・応急処置の基礎知識（講義）	1.0 h
	/	・緊急時の救命救急処置（実技）	2.0 h
アスレティックリハビリテーション	/	・アスレティックリハビリテーション学（講義）	1.5 h
総 時 間 数			18 h

- 7 受講方法 (1) 受講者は、講習 1 日を 1 回として、必須 3 科目を含む 3 回の講習を同一年度に受講することを原則とする。  
 (2) 同一年度に 3 回の受講ができなかった場合は、翌年度に限り残る必須科目を含む講習を受講することができるものとする。  
 (3) 受講有効期限は、受講開始年度を含めて 2 年間とし、最終年度の 3 月 31 日までとする。
- 8 トレーナーの認定 修了者に対し、(公財)鳥取県体育協会より本会公認トレーナー「認定証」を交付する。
- 9 その他 原則として本資格を有している者は、国民体育大会「中国ブロック大会」及び国民体育大会「本大会・冬季大会」へ帯同トレーナーとして派遣することができる。